

東峰村森林整備計画

計画期間

自 令和 6年 4月 1日

至 令和16年 3月31日

福 岡 県

東峰村

R 6 . 3 策 定

目 次

- I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項
 - 1 森林整備の現状と課題
 - 2 森林整備の基本方針
 - (1) 地域の目指すべき森林資源の姿
 - (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策
 - 3 森林施業の合理化に関する基本方針
- II 森林の整備に関する事項
 - 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
 - 1 樹種別の立木の標準伐期齢
 - 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
 - 3 その他必要な事項
 - 第2 造林に関する事項
 - 1 人工造林に関する事項
 - (1) 人工造林の対象樹種
 - (2) 人工造林の標準的な方法
 - (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間
 - 2 天然更新に関する事項
 - (1) 天然更新の対象樹種
 - (2) 天然更新の標準的な方法
 - (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間
 - 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
 - (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準
 - (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
 - 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
 - (1) 造林の対象樹種
 - (2) 生育し得る最大の立木の本数
 - 5 その他必要な事項
 - 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
 - 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
 - 2 保育の種類別の標準的な方法
 - 3 その他必要な事項
 - 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
 - 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
 - (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
 - (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健

文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法
 - (1) 区域の設定
 - (2) 施業の方法
- 3 その他必要な事項
- 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
 - 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
 - 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
 - 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
 - 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
 - 5 その他必要な事項
- 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項
 - 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
 - 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
 - 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
 - 4 その他必要な事項
- 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
 - 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
 - 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
 - 3 作業路網の整備に関する事項
 - (1) 基幹路網に関する事項
 - (2) 細部路網に関する事項
 - 4 その他必要な事項
- 第8 その他必要な事項
 - 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
 - 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
 - 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

Ⅲ 森林の保護に関する事項

- 第1 鳥獣害の防止に関する事項
 - 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
 - (1) 区域の設定
 - (2) 鳥獣害の防止の方法
 - 2 その他必要な事項
- 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
 - 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
 - (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

- (2) その他
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
- 3 林野火災の予防の方法
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
- 5 その他必要な事項
 - (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林
 - (2) その他
- IV 森林の保健機能の増進に関する事項
 - 1 保健機能森林の区域
 - 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
 - 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
 - (1) 森林保健施設の整備
 - (2) 立木の期待平均樹高
 - 4 その他必要な事項
- V その他森林の整備のために必要な事項
 - 1 森林経営計画の作成に関する事項
 - (1) 森林経営計画の記載の内容に関する事項
 - (2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域
 - 2 生活環境の整備に関する事項
 - 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
 - 4 森林の総合利用の推進に関する事項
 - 5 住民参加による森林の整備に関する事項
 - (1) 地域住民参加による取り組みに関する事項
 - (2) 上下流連携による取り組みに関する事項
 - (3) その他
 - 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
 - 7 その他必要な事項

別 表

別表 1 公益的機能別施業森林の区域

別表 2 公益的機能別施業森林の区域における森林施業の方法

参考資料

- (1) 人口及び就業構造
- (2) 土地利用
- (3) 森林転用面積
- (4) 森林資源の現況等
- (5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在
- (6) 市町村における林業の位置付け
- (7) 林業関係の就業状況
- (8) 林業機械等設置状況
- (9) 林産物の生産概況
- (10) 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況
- (11) その他必要なもの

付属資料

- (1) 森林整備計画概要図

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本村は、福岡県中央部の東端で大分県との県境に位置し、筑後川流域の筑後平野と遠賀川流域の筑豊盆地及び日田盆地の結節点であり分水界を形成している。周囲は白石山釈迦ヶ岳等の標高 500m～900mの急峻な山地が形成され、その谷間を大肥川が中央部を南流し、東側に宝珠山川が流れている。北端にある小石原盆地は、標高 460m～480mで、湖底盆地と言われ盆地内の5つの小河川を集めて小石原川が西流し、江川ダムの水源となっている。

本村の総面積は 5,197ha であり、うち森林面積は 4,383ha で、総面積の約 84%を占めている。地域森林計画対象民有林面積は 3006.70ha で、そのうちスギを主体とした人工林の面積は 2,490.24ha であり、人工林率は 83%で県平均に対して高い。しかし、その中の35年生以上の高齢林分が 2098.23ha を占めており、主伐の推進および再造林の確実な実施による森林の循環利用を図る必要がある。

本村の森林は地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯と大きく二つに分かれ、人工林率は 83%と非常に高いことから、森林組合を中核とした林業地帯の形成に努めるため、整備されつつあるふるさと林道等の高規格林道の活用と作業道の開設により、全般的には素材生産を目的とした森林整備を行わなければならない。しかし、近年、住民生活の向上や価値観の多様化等を背景として自然環境の保全や保健文化的な役割など、多面的機能の発揮が一層期待されるようになっている。

このような期待の高まりに応え、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保していくため、生態系としての森林という認識のもと重視すべき機能に応じた森林資源の整備推進に努めることが重要な課題となっている。

こうした課題と地域の実情を踏まえて、本村全地区にあつては昔からスギ、ヒノキの造林が盛んに行われており、年齢構成も他の地区から比べて高く、伐期を迎える林分も多く存することから林業生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに、環境にやさしい素材である木材の有効活用に向けて計画的な伐採を推進する。

また、本村において林産物の生産は、近年の木工加工の低迷、林業生産コストの高騰労働力不足により木材生産は停滞しているが、今後産地間の競争激化が予想される中、これに対処するため、良質材生産を目指した集約的な施業体系を導入し、多様な森林作りを推進する。一方、特用林産物のシイタケについては、従来から原木シイタケが普及し、県下でも有数の生産を誇っていたが、近年は労働力等の問題から生産量も減少している。しかし、補助事業等により菌床シイタケの生産へ移行し、現在一体となって取り組んでいるが、低価格の外国産シイタケとの競争激化が問題となっている。今後はより一層村の特産品として推進を図りたい。又、小石原川ダムの建設に伴う水源地域整備事業で計画された、村有林の小石原森林公園において、不要木の除去、間伐、林相改良を行い水源涵養機能の向上を図るとともに、水源地域住民、都市住民の憩いの場、交流の場を創出する。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林資源の状況、流域の自然的、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の発揮に対する要請、木材需要の動向、豪雨の増加等の自然環境の変化等を総合的に勘案しつつ、森林の有する機能ごとに、その機能を高度に発揮するために望ましい森林の姿を次のとおりとする。

- ① 水源涵養機能
下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。
- ② 山地災害防止機能／土壌保全機能
下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。
- ③ 快適環境形成機能
樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。
- ④ 保健・レクリエーション機能
身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。
- ⑤ 文化機能
史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。
- ⑥ 生物多様性保全機能
原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林。
- ⑦ 木材等生産機能
林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林整備及び保全の推進に当たっては、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全機能の維持増進に配慮しつつ、森林資源を有効に活用できるよう、間伐等の適切な実施、適格な更新の確保、混交林化などを図る。

また、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性などの森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、機能に応じた適正な森林整備の実施により健全な森林資源の維持造成を推進することを基本とする。

さらに、花粉発生源対策を加速するとともに、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、効率的な森林施業、森林の適正な管理経営を推進する。

また、効率的な森林施業、森林の適正な管理経営、農山村地域の振興に欠くことのできない施設である林道等の路網の整備を計画的に整備することとする。

あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するため、森林GIS等の効果的な活用を図る。

① 「水源涵養機能森林」の森林整備の基本的な考え方

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。

また、立地条件や地域住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

② 「山地災害防止機能／土壤保全機能森林」の森林整備の基本的な考え方

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。

また、立地条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

③ 「快適環境形成機能森林」の森林整備及び保全の基本方針

地域住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

④ 「保健・レクリエーション機能森林」の森林整備及び保全の基本方針

観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、村民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や村民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

⑤ 「文化機能森林」の森林整備及び保全の基本方針

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

⑥ 「生物多様性保全機能森林」の森林整備及び保全の基本方針

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

⑦ 「木材等生産機能森林」の森林整備及び保全の基本方針

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

県、村、森林所有者及び森林組合等が相互に連絡を密にすることや、地域協議会等で合意形成を図ることにより、関係者が一体となって森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備などの林業諸施策を計画的かつ組織的に取り組み、森林施業の合理化を推進することとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

単位：年

地 域	樹				種			
	スギ	ヒノキ	マツ	スラッシュマツ テーダマツ	その 他 針葉樹	クヌギ	ザツ・その 他広葉樹	ア カ シ ア類
東峰村	35	40	30	20	30	10	15	8

注) 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として森林施業、制限林の伐採規制等に用いられるものであり、標準伐期齢に達した森林の伐採を促すためのものではない。また、特定苗木等が調達可能な地域では、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討するよう努めるものとする。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の立木竹の伐採に当たっては、「第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項」で定められる公益的機能別施業森林の区分に応じた適切な林齢、伐採方法（皆伐、択伐）、伐採面積、集材方法において計画的かつ効率的な伐採を推進することとする。加えて保安林については、その保安林に定める指定施業要件に従い伐採することとする。

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採により行うものとする。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保すること等を旨として、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特長、木材需要構造、森林資源の構成等を勘案して伐採範囲を定めるものとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮したものとする。

さらに、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保

護樹帯を設置することとする。

この他、「主伐における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえた方法により実施するものとする。

なお、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1（2）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うものとする。

ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮するとともに、伐採跡地が連続して20haを超えないものであることとし、適確な更新を図ることとする。

イ 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行い、伐採率は材積率で30%以下（伐採後の造林が植栽による場合は40%以下）とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

3 その他必要な事項

ア 主伐時期の目安

収穫期に達した人工林は、森林の世代サイクルを回復させるため、下記の目安及び各林分の成長量や生産目標等を勘案したうえで計画的に主伐を推進することとする。

県の標準的施業モデルによる試算では、一般材生産の場合について、スギはおおむね55年生以上、ヒノキはおおむね50年生以上で、森林整備の継続を経済面で支えることが期待できることから、この林齢を主伐時期の目安として定めるものとする。

目安

樹種	林齢	生産目標	期待胸高直径 (cm)	期待樹高 (m)
スギ	55年生以上	一般材生産	31	23
ヒノキ	50年生以上	一般材生産	22～25	17

※標準的な成長量及び立地での、標準的施業モデルによる試算での目安であることに留意する。条件によっては主伐時期が前後する場合もある。

イ 被害木である等の理由により伐採を促進すべき林分の指針

制限林や特用林及び自家用林、試験研究の目的に供している森林以外で、風害等の気象災、病虫害等の被害を受けているもの又は受けやすいもので成長量が著しく低下した林分とすることとする。

ウ その他必要な事項

伐採跡地の林地残材及び枝葉等については積極的な活用を図り、またその整理については、土砂災害等の発生源とならないよう留意することとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ・ヒノキ・クヌギ・マツ・ケヤキ・その他広葉樹	

注) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は村担当課と相談の上、適切な樹種を選択することとする。

なお、苗木の選定にあたっては、成長に優れた特定苗木や少花粉スギ等の花粉の少ない苗木を積極的に選択することとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

樹 種	植栽本数
スギ	1, 500～3, 000本/ha
ヒノキ	1, 500～3, 500本/ha
クヌギ	1, 500～3, 500本/ha
その他広葉樹等	1, 500～3, 500本/ha

注) その他広葉樹等のうちセンダンについては、林業普及指導員等とも相談の上、既往の研究成果に基づき必要な保育施業を行い、森林の有する公益的機能の発揮が十分期待される場合に限り、400本/haを下限とすることができる。

複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽する。

また、定められた標準的な植栽の本数によらない範囲で植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は村担当課と相談の上、適切な植栽本数を決定することとする。

イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	<p>雑草木を刈り払い、伐採木の枝条や刈り払った雑草木を斜面に一定間隔で整理する。</p> <p>なお、造林コストの縮減にもつながることから、主伐と造林の一体的な計画を進め、主伐作業と一体的な地拵えを積極的に実現するものとする。</p>
植付けの方法	<p>苗木の根が十分入る程度の大きさの植え穴を掘り、根をよく広げて埋め戻し、土と根が密着するように踏み固めて、丁寧に植栽する。</p>
植栽の時期	<p>乾燥等気象条件を十分に考慮し、2月～4月の間に植栽を行うものとする。なお、コンテナ苗については、寒冷地の冬季を除き、上記植栽時期以外でも高い活着率が見込める、専用の植栽器具を利用することで効率よく植栽を行うことができるため、積極的に利用するものとする。</p>

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の造成とともに林地の荒廃を防止するため、皆伐による伐採跡地で人工造林により更新を図るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、2年以内に更新するものとする。

ただし、択伐による伐採については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

保安林については、その保安林に定める指定施業要件に従い植栽すること。

2 天然更新に関する事項

気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等から、主に天然力の活用により適確な更新が図られる場合は天然更新とする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、適地適木を主として、前生稚樹の生育状況や母樹の存在等の森林の現況、立地条件、周辺環境等を勘案し、針葉樹、ブナ科、ニレ科等の広葉樹及び先駆性樹種のうち中高木性の樹種であって、将来の森林の林冠を構成するもの、又は、遷移過程において中高木になりうる樹種とし、「福岡県天然更新完了判断基準」で定める樹種とする。このうち、ぼう芽による更新が可能な樹種は、コナラ、イヌブナ、ブナ、クリ、カスミザクラ、イタヤカエデ、イヌシデ、オオモミジ、アカシデ、ホオノキ、ミズナラ等である。

(2) 天然更新の標準的な方法

天然更新に当たって、天然下種更新による場合は、それぞれの森林の状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うこととし、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、芽かき又は植込みを行うこととする。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新対象樹種の期待成立本数及び更新すべき本数

期待成立本数 (本/ha)	更新すべき本数 (本/ha)
10,000本	3,000本

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の阻害されている箇所については、ササなどを刈り取る。
植込み	天然稚樹の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき	ぼう芽更新の際に発生する、ぼう芽枝の本数が多くなりすぎないように、ぼう芽が適正本数になった以降に発生した芽を摘み取る。

ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了確認については、「福岡県天然更新完了判断基準」で定める調査方法による現地調査を行うものとし、更新が完了していないと判断される場合は、植込み等の作業を行って更新の確保を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新によるものは、早期に更新を図るものとし、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

なお、5年後において適確な更新がなされない場合には、その後2年以内に植栽により更新するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林については、以下の基準に該当するものとする。

森 林 の 区 域	備 考
以下の条件に1つ以上該当する場合	
シカの生息密度が31頭/km ² 以上の地域にある森林（ただし、シカ防護柵設置や駆除等の適切な防除を行わない場合）	
下層植生が少なく表土が流失した森林	
病害虫の発生箇所や岩石地等、天然下種及びぼう芽による方法では、適確な更新が確保できない森林	

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森 林 の 区 域	備 考
1～10林班, 13林班, 16～28林班, 101林班, 114～142林班, 144～169林班	シカ生息密度

以下の場合、植栽によらなければ適確な更新は困難となる可能性があることから、天然更新を行う場合は、現地状況に十分注意すること。

○植栽によらなければ適確な更新が困難となる可能性のある森林の条件

以下の条件に1つ以上該当する場合は、植栽によらなければ適確な更新が困難となる可能性がある。
隣接広葉樹からの距離が100m以上離れている森林
林齢40年生未満の森林
放置竹林と隣接する森林

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

スギ・ヒノキ・クヌギ・マツ・ケヤキ等広葉樹

イ 天然更新の場合

「福岡県天然更新完了判断基準」で定める樹種

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の、伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新対象樹種が5年生時点で生育し得る最大の立木の本数を10,000本/haと定める。

なお、造林する場合は、樹高が草丈を超えている（双方の差が200cm以上または草丈の2倍以上の樹高）更新対象樹種を、この本数の10分の3を乗じた本数以上成立させること。

5 その他必要な事項

作業道での重機による踏み固めや表面浸食は、種子の発芽を妨げるほか、種子そのものの流出をもたらすため、天然更新を行う場合には、路網の配置や密度に十分に配慮するものとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐とは、樹冠疎密度が10分の8以上にうっ閉した森林において行い、材積率で伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲内で行うものとする。

間伐の標準的な方法

樹種	植栽本数 (本/ha)	間伐時期 (見込み林齢)							間伐の方法等	
		1 回 目 <small>(除伐)</small>	2 回 目	3 回 目	4 回 目	5 回 目	6 回 目	7 回 目		
スギ	1,500本	※	35	50	65	80			間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう、形成不良木等に偏ることなく行うこととする。 間伐の間隔は、標準伐期齢に達しない森林については10年に1回、標準伐期齢以上の森林については15年に1回を標準とし、現地の状況を勘案して判断することとする。	
	2,000本		22	35	50	65	80			
	2,500本		16	25	35	50	65	80		
	3,000本	(12)	17	24	35	50	65	80		
ヒノキ	1,500本	※								間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう、形成不良木等に偏ることなく行うこととする。 間伐の間隔は、標準伐期齢に達しない森林については10年に1回、標準伐期齢以上の森林については15年に1回を標準とし、現地の状況を勘案して判断することとする。
	2,000本		18	27	38	49	60	80		
	2,500本									
	3,000本	(13)	18	27	38	49	60	80		
	3,500本									
<p>※間伐時期（見込み林齢）における樹高等については、筑後・矢部川地域森林計画書（附）参考資料 6 その他（1）「施業方法別の施業体系」を標準とする。</p> <p>※若齢級の初間伐については、列状間伐の導入に努めるものとする。</p>										

注1) 保安林にあつては、保安林の指定施業要件として定められた間伐率の範囲内で行うこと。

注2) 1回目（除伐）の欄は、除伐作業に併せて本数調整を行う場合の見込み林齢を記載。

注3) ※については、除伐は行いが、本数調整は行わない。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数															標準的な方法	備考	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15			
下刈り	スギ	1	1	1	1	1	1											植栽木が下草より抜け出るまで行う。実施時期は、6～8月の間に行う。	
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1												
	クヌギ	1	1	1	1	1	1												
つる切	スギ																	下刈り終了後、つるの繁茂状況に応じて行う。実施時期は、6～8月の間に行う。	
	ヒノキ																		
	クヌギ																		
除伐	スギ																	成長を阻害又は阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去する。	
	ヒノキ																		
	クヌギ																		

3 その他必要な事項

局所的な森林の生育状況の差異を踏まえ、間伐及び保育の標準的な方法では十分に目的を達成できないと見込まれる森林については、生育状況等を考慮し間伐及び保育の方法を決定するものとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林は、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、快適な環境の形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林ならびに保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の4区分に区域を定める。

区域内において機能が重複する場合は、それぞれの機能の発揮に支障のないように森林施業の方法を定める。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

【水源涵養機能維持増進森林】

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1のとおり定める。

イ 施業の方法

下層植生の維持を図りつつ適正な森林の立木蓄積を維持し根茎の発達を促すため、伐期の長期化（標準伐期齢+10年以上）及び伐採面積の縮小・分散を図る（伐採後の更新未完了の面積が連続して20haを超えないこと）。

当該施業を行う森林の区域を別表2のとおり定める。

森林の伐期齢の下限

単位：年

区域	樹種							
	スギ	ヒノキ	マツ	スワッシュマツ テグマツ	その他針 葉樹	クスギ	ザツ・その 他広葉樹	アカシア類
東峰村	45	50	40	30	40	20	25	18

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

- ① 【山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林】
- ② 【快適環境形成機能維持増進森林】
- ③ 【保健文化機能維持増進森林】
- ④ 【その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林】

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1のとおり定める。

イ 施業の方法

①～③の公益的機能の維持増進を特に図るべき森林については、択伐による複層林施業

を推進する。択伐による複層林施業は択伐率を30%以下（材積率）として、維持材積を7割以上確保するものとする。ただし、伐採後の造林を人工植栽による場合は、択伐率を40%以下（材積率）として、下層木を除く立木の材積が収量比数0.75以上となる森林につき、伐採後の材積が収量比数0.65以下となるように伐採を行う。

それ以外の森林については、択伐以外の方法により複層林へと誘導することとする。択伐以外の方法による複層林施業は伐採率を70%以下として、維持材積を5割以上確保するものとする。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林については、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍以上）を推進すべき森林とし、伐採に伴う裸地の縮小及び分散を図る（伐採後の更新未完了の面積が連続して20haを超えないこととする）。

なお、保健文化機能維持増進森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の広葉樹を育成する森林施業を推進する。

④の公益的機能の維持増進を図るべき森林については、当該施業を行う森林の区域を別表2のとおり定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

単位：年

区域	樹 種							
	スギ	ヒノキ	マツ	スラッシュマツ テーダマツ	その他 針葉樹	クヌギ	ザツ・その他 広葉樹	アカシア類
東峰村	70	80	60	40	60	20	30	18

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

木材の生産機能の維持増進を図る森林【木材生産機能維持増進森林】の区域については、材木の生育に適した森林、林道等の開設状況から効率的な森林施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林等、個々の森林の立地条件、森林の内容、地域要請等から見た一体的な森林整備の観点を踏まえて定める。

公益的機能別施業森林と重複する際には、その施業方法に準じることとする。

(1) 区域の設定

当該森林の区域を別表1のとおり定める。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた伐採方法等を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、薪炭材やほだ木として利用するクヌギやコナラなどの萌芽更新を行う森林を除き、原則として皆伐後には植栽による更新を行うものとする。

3 その他必要な事項

クヌギやコナラなどを薪炭材やほだ木として利用する場合は、伐採適齢期で伐採できるものとする。ただし、森林の有する公益的機能の発揮に支障をきたさないよう早期に更新を図るものとする。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林組合等へ造林、保育及び間伐等の森林施業の委託を促すことにより、計画的な森林施業を図ることとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

ア 森林施業を計画的、効率的に行うため、村、森林組合が地区集会等を通して森林所有者に森林経営の受委託を働きかける。また、不在村森林所有者については、ダイレクトメール等を利用して、森林の機能及び森林管理の必要性について普及啓発し、林業経営参画の意欲拡大を図る。

イ 森林の経営の受託を担う林業経営体等の育成については、高性能林業機械の積極的な導入を促すことにより作業の合理化、効率化を図る一方、施業の共同化による経営基盤の強化や、経営の多角化を通じた事業量の拡大による組織運営の安定化、近代化を図る。また、チェーンソー研修や刈払機等の基本研修並びにプロセッサ等の高性能林業機械による材木集材などの高度な技術研修を実施し、技術者の育成を図る。

あわせて、異業種から林業への新規参入や女性労働者の活躍・定着等に取り組む。

さらに、担い手を受け入れる森林組合等の林業経営体に対しては社会保険制度の充実、労働環境の改善を支援するものとする。

ウ 施業の集約化に取り組む者への森林の経営の受託などに必要な情報の提供や助言、あっせんや地域協議会の開催による地域の合意形成等により、森林経営の委託の促進を図る。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林経営受委託契約の締結により、長期的かつ安定的な森林経営を実現するため、森林経営の受託者が森林の育成権及び一部立木の処分権、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を森林所有者から委ねられるようにすること。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。）を森林所有者自らが実行できない場合には、村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、林業経営に至っていない森林については、県の事業等も活用するほか、村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進する。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本村の森林所有者の9割は5ha未満の小規模所有者である。小規模な森林所有者が多い本村で、自己努力だけで伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難である。このため、施業の共同化を促進し、合理的な林業経営を推進する。

森林施業共同化重点的实施地区の設定計画 (単位：h a)

地区の名称	地区の所在	区域面積
該当なし		
計		

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

様々な機会を捉え、森林所有者に森林管理の必要性について普及啓発し、森林施業の共同化を図る。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

ア 森林経営計画を共同で作成する者（以下「共同作成者」という。）は、全員により各年度の当初に年次別の詳細な実施計画を作成して実施管理を行うこととし、施業は共同で又は意欲ある林業経営体への委託により実施すること。

イ 作業路網その他の施設の維持運営は共同作成者の共同により実施すること。

ウ 共同作成者の一部が共同施業を遵守しないことにより、他の共同作成者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するため、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの基本的な考え方は以下の表のとおりとする。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系 作業システム	3.5	7.5	11.0
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系 作業システム	2.5	6.0	8.5
	架線系 作業システム	2.5	0	2.5
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系 作業システム	1.5	4.5 < 3.5 >	6.0 < 5.0 >
	架線系 作業システム	1.5	5 < 0 >	2.0 < 1.5 >
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	1.0	0	1.0

注1：「架線系作業システム」とは、林内に仮設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。

注2：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを仮設せず、車両系の林業機械で林内を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。

注3：「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

作業路網等の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を以下の表のとおり設定する。

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (m)	対図番号	備考
大字福井字五駄	142	五駄・土師山	3,600	①	155~166, 168 林班

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

基幹路網については、国が定める林道規定、県が定める林業専用道作設指針に基づき、適切な規格・構造の路網整備を推進する。

イ 基幹路網の整備計画

開設／ 拡張	種類	(区分)	位置 (字、 林班 等)	路線名	延長 (m) 及び箇 所数	利用区域 (ha)	前半 5ヶ 年の 計画 箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	森林管理道	東峰村	五駄・土師山線	3,600	142	○	①	指定林道
開設計				1 路線	3,600	142			
拡張	自動車道 (改良)	森林管理道	東峰村	大日ヶ岳線	2,600		○	②	
拡張	自動車道 (改良)	森林管理道	東峰村	釜床線	1,000			③	
拡張	自動車道 (改良)	森林管理道	東峰村	湯ノ谷吉木線	2,500		○	④	
拡張	自動車道 (改良)	森林管理道	東峰村	牟田白石線	3,000			⑤	
拡張	自動車道 (改良)	森林管理道	東峰村	大日福井線	4,400			⑥	
拡張	自動車道 (改良)	森林管理道	東峰村	釜割線	600			⑦	
拡張	自動車道 (改良)	森林管理道	東峰村	土師山線	2,500			⑧	
拡張	自動車道 (改良)	森林管理道	東峰村	第2大日福井線	3,800		○	⑨	
拡張	自動車道 (改良)	森林管理道	東峰村	竹布線	4,100		○	⑩	
拡張	自動車道 (改良)	森林管理道	東峰村	第一屋椎線	350		○	⑪	
拡張	自動車道 (改良)	森林管理道	東峰村	城ヶ迫線	2,500		○	⑫	
拡張計				1 1 路線	27,350				

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網の維持管理については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成 8 年 5 月 16 日 8 林野基第 158 号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成し適切に管理することとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

細部整備については、県が定める森林作業道作設指針に基づき、適切な規格・構造の路網整備を推進することとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道が継続的に利用できるように適正に管理することとする。

4 その他必要な事項

山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要な施設は以下の表のとおりである。

施設の種類	位置	規模	対図番号	番号
該当なし				

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本村の林家の大部分は経営規模が 10ha 未満の小規模所有者であり、森林の財産保持的指向が強いのが現状である。さらに長引く不景気と木材価格の低迷に、益々林業に対する関心を失っており、林業後継者等の林業従事者が育たない状況にある。

このため、森林施業の共同化及び合理化を進めるとともに、林道、作業道等の路網整備による生産コスト及び労働強度の低減を図ることとする。

また、高性能林業機械の積極的な導入により、作業の合理化及び効率化に努める一方、森林組合においては、作業班の拡充や体質改善を図り、地域林業の担い手として機能を十分発揮できるよう、各種事業の積極的な取り組みや雇用体制の向上に努めることとする。

林業生産活動の停滞とともに林業就業者の高齢化が進行しているところであり、適正な森林整備を進めていくためには、人材の確保と育成定着のための労働環境の改善が必要となっている。

本村の林業は、小規模経営でしかも農業との兼業がほとんどで、農業の振興策とともに林業労働者の育成確保対策を進めることが重要である。

本村の林業の担い手である森林組合においては、施業の共同化による経営基盤の強化や、経営の多角化を通じた事業量の拡大を図ることにより組織運営の安定化、近代化を図る必要がある。研修等の実施や雇用の長期化や社会保険等の加入促進のための普及及び啓発を推進し、労務班員の技術向上、さらには労働条件の改善に努め、雇用の安定化に努めることとする。

あわせて、異業種から林業への新規参入や女性労働者の活躍・定着等に取り組むこととする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

本村は地形が急峻で、所有形態が小規模であるため、林家の経営は零細である。

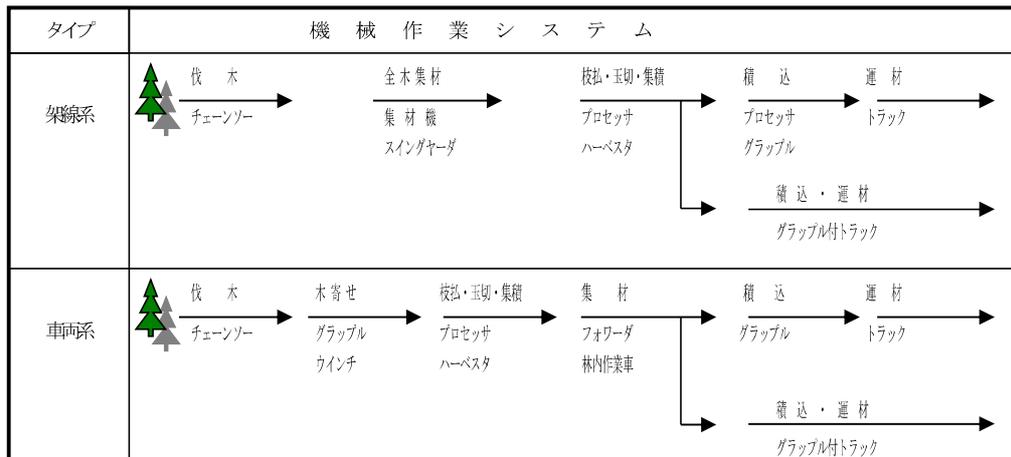
また、林業就労者の減少及び高齢化の傾向の中、林業経営の向上を図るためには、林業機械化は必要不可欠となっており、林道等の基盤整備とともに傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化の導入が重要な課題となっている。

このようなことから、高性能林業機械の導入、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を推進することとする。

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

伐倒・造材・集材については第7の1に示す路網密度の水準から架線系と車両系を選択することとする。

タイプ毎のシステム



造林、保育等についての林業機械の導入目標は下記のとおりとする。

作業の種類		現 状 (参考)	将 来
造林、 保育等	地拵、下刈	チェーンソー 刈払機	チェーンソー フォワーダ 刈払機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）に基づき、木材関連事業者においては合法性の確認等を実施し、合法性確認木材等の取扱数量の増加等を図ることとする。

大字小石原鼓字戸有地区には、菌床椎茸生産施設があり、年間生産量は80トンである。この施設で生産された椎茸は肉厚で味も良いため人気があり、ブランド化しつつある。需要量も増えてきているため、施設を増設し生産量の増加を図る。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現 状			計 画			備 考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
菌床椎茸栽培施設	戸有	80トン	⑮	戸有	90トン	⑮	

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

別表3

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (h a)
ニホンジカ	小石原団地 1 林班～5 林班 (5)	453.09ha
	小石原鼓団地 6 林班～28 林班 (23)	981.76ha
	宝珠山団地 101 林班～148 林班 (48)	1,123.27ha
	福井団地 149 林班～169 林班 (21)	448.58ha

(2) 鳥獣害の防止の方法

ニホンジカによる被害対策については、特に人工造林が予定されている森林にて行うこととする。また、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携する。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置及び維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング。防護柵については、改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るように努める。

イ 捕獲

銃器もしくはわなにより捕獲を実施する。

2 その他必要な事項

鳥獣害防止の方法の実施状況確認は現地調査や森林所有者等からの情報収集にて行う。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

病虫害等による被害の早期発見及び早期駆除に努める。

特に、松くい虫による被害について適確な防除手段の強化、多様化を推進し、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧、抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換を推進する。

また、森林病虫害のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要がある場合は、伐採を促進することとする。

(2) その他

東峰村、農林事務所、森林組合、森林所有者等が連携し、被害対策や被害監視、防除実行を行い、早期発見及び早期駆除に努める。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

イノシシによる森林被害については、防護柵の設置等により被害対策を図るとともに、被害の実態を把握し、その防止に向け銃器やわなによる頭数管理などを総合的かつ効果的に推進する。

また、鳥獣害防止森林区域外における森林被害については、被害の動向等を踏まえ防除や駆除対策を図ることとする。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯の整備を推進する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

造林のための地ごしらえ、開墾準備、焼畑、森林病虫害のために火入れを行う場合は、村長の許可を必要として、火入れを行う周囲1kmの森林所有者及び管理者に通知するものとする。また、火入れを行う際は、周囲の現況、防火の設備の計画、気象状況を勘案し、周囲に延焼のおそれのないように行うこととする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の区域	備考
該当なし	

(2) その他

森林所有者等による森林の巡視を通じて、林野火災、風水害、病虫害、獣害、その他の災害及び森林の汚染等の早期発見あるいは開発行為、施設の破損等の発見に努める。

特に、保安林及び森林レクリエーション地域並びに林野火災等の被害が多発するおそれのある地域を、森林保全のために重点的に巡視する。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (h a)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
	該当なし							

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施業の区分	施業の方法
造林	伐採後は、速やかに植栽又は更新作業を行うこととし、2年以内に更新を完了するものとする。
保育	景観の向上に資するように、必要に応じてササの刈り払いを行うものとする。
伐採	択伐を原則とする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

施設の種類	整備
	該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高 (m)	備考
スギ	16.5 m	
ヒノキ	15.0 m	

注) 立木の期待平均樹高：その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高
(すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高)

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林 班	区域面積 (h a)
小石原団地	1 林班～5 林班 (5)	453.09ha
小石原鼓団地	6 林班～28 林班 (23)	981.76ha
宝珠山団地	101 林班～148 林班 (48)	1,123.27ha
福井団地	149 林班～169 林班 (21)	448.58ha
合 計		3,006.70ha

2 生活環境の整備に関する事項

都市住民を中心とした UJI ターン者等の定住を促進するため、山村集落における労働環境、生活環境の改善に努める。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本村は、里山林が多く残され身近な生き物の生息・生育の場となっていて、村民の憩いの場となっている。このようなことから、森林空間を様々な利用する様々な森林資源の整備や体験交流事業を促進する。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

本村は、広葉樹の大径木が点在する優良な里山林が残されており、村民の憩いの場になっている。このため、里山林を保全するとともに自然散策などの住民の利用の拠点となるよう、下刈り、不良木の除去、ぼう芽更新、特定広葉樹の植栽、遊歩道等の整備を行うこととする。

また、森林所有者、林研グループ、ボランティア活動団体等と連携を図り定期的に森林整備を行う。

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現 状		将 来		対図番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
該当なし					

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

本村では、都市住民と村民の体験交流の場として活動する実行委員会が住民主体で組織されており、里山林整備の一環として、整理木等を使用した炭焼き、幼齢林の枝打ち、間伐、植樹等の体験イベントを開催し、森林の持つ公益的機能や資源の循環利用について啓発普及する。

また、村内の小・中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの親しみを育むため、公民館で行われる事業などまちづくり参加プログラムの中に森林・林業体験活動を組み込み、森林づくりへの直接参加を推進する。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

小石原・宝珠山・大肥川は本村をはじめ下流の筑後川の水源地域として重要な役割を果たしている。このようなことから、上下流間の協力による基金の造成や分収林契約を利用した水源の森づくりなど上下流連携による取り組みを推進することとする。

(3) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

管理されていないと思われる森林の所有者に対して、森林経営管理の意向調査を行う。意向調査は宝珠山団地より開始し、概ね10年の期間で村内全域を実施する。

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
該当なし			

7 その他必要な事項

保安林その他法令により施業の制限を受けている森林においては当該制限に従って施業を実施することとする。

また、盛土等に伴う災害を防止するために、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、県と連携し、制度を厳正に運用する。

【別表 1】

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養 ^{かんよう} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 【水源涵養機能維持増進森林 ^{かん} 】	1～5 林班、10 林班 93 小班、11 林班 1～3,7～9 小班、12 林班 2,3,9 小班、13 林班 1,5 小班、14 林班 1-1～2, 2-1, 4-1～4, 4-12～14,6-1～2, 7-1～2, 7-4 小班、21 林班 1,3,4,6～9,11,14～16,18,20～22,24～26,30,31,34,39,41,47,49,50,52,54,55, 59,61～64,66,68,71 小班、22 林班 2～4,6 小班、23 林班 6,8,21,71,81 小班、24 林班 1,6,8,9 小班、25 林班 2,4,5,7 小班、26 林班 4,8 小班、27 林班 7～9 小班、28 林班 1,3,5 小班、119 林班 1 小班、127 林班 1 小班、141 林班 1 小班	467.77
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 【山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林】	該当なし	0
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 【快適環境形成機能維持増進森林】	該当なし	0
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 【保健文化機能維持増進森林】		42.17
生物多様性保全	該当なし	0
保健文化機能維持増進森林 小計	5 林班 65,158 小班、101 林班 36～40,43,49,51, 53～55,57～59,62～65,67, 70～71 小班、165 林班 32～34,37～40, 41-1,43～47,54～55 小班、166 林班 1-2～3, 2～410,13, 15～21 小班	42.17

その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当無し	0
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 【木材生産機能維持増進森林】	1～28 林班、101～169 林班 (5 林班 65,158 小班、 101 林班 36～40,43,49,51, 53～55,57～59,62～65,67, 70～71 小班、 165 林班 32～34,37～40, 41-1,43～47,54～55 小班、 166 林班 1-2～3, 2～4,10,13, 15～21 小班を除く)	2937.90
うち、特に効率的な森林施業が可能な森林	2～7,10～15,17,18, 20～28,101～112,114～116,118～ 121,124～145,148～152,154～ 159,161～168 林班(5 林班 65,158 小班,101 林班 36～40,43,49,51,53 ～55,57～59,62～65,67,70～71 小 班,165 林班 32～34,37～40,41-1,43 ～47,54～55 小班,166 林班 1～ 4,10,13,15～21 小班を除く)	2435.95

【別表 2】

施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林		1～5 林班 (5 林班 65,158 小班を除く)、10 林班 93 小班、11 林班 1～3,7～9 小班、12 林班 2,3,9 小班、13 林班 1,5 小班、14 林班 1-1～2, 2-1, 4-1～4, 4-12～14,6-1～2, 7-1～2, 7-4 小班、21 林班 1,3,4,6～9,11,14～16,18,20～22,24～26,30,31,34,39,41,47,49,50,52,54,55,59,61～64,66,68,71 小班、22 林班 2～4,6 小班、23 林班 6,8,21,71,81 小班、24 林班 1,6,8,9 小班、25 林班 2,4,5,7 小班、26 林班 4,8 小班、27 林班 7～9 小班、28 林班 1,3,5 小班、119 林班 1 小班、127 林班 1 小班、141 林班 1 小班	448.13
長伐期施業を推進すべき森林		該当なし	0
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	5 林班 65,158 小班、101 林班 36～40,43,49,51,53～55,57～59,62～65,67,70～71 小班、165 林班 32～34,37～40,41-1,43～47,54～55 小班、166 林班 1-2～3, 2～4,10,13,15～21 小班	42.17
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	0
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	0

2 参考資料

(1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

	年次	総 数			0～14歳			15～29歳			30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	2020年	1,978	868	1,056	184	90	94	151	80	71	206	102	104	489	237	252	869	359	510
	2015年	2,174	987	1,187	222	114	108	202	95	107	245	128	117	624	318	306	881	332	549
	2010年	2,432	1,132	1,300	253	131	122	250	129	121	262	139	123	744	386	358	923	347	576
構成比 (%)	2020年	100.0	100.0	97.6	9.3	10.4	8.9	7.6	9.2	6.7	10.4	11.8	9.8	24.7	27.3	23.9	43.9	41.4	48.3
	2015年	100.0	100.0	100.0	10.2	11.6	9.1	9.3	9.6	9.0	11.3	13.0	9.9	28.7	32.2	25.8	40.5	33.6	46.3
	2010年	100.0	100.0	100.0	10.4	11.6	9.4	10.3	11.4	9.3	10.8	12.3	9.5	30.6	34.1	27.5	38.0	30.7	44.3

(注) 1. 資料は国勢調査とする。

2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

3. 総数の計の()内には各年次の比率を記入する。

② 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業 うち木材・ 木製品製 造業	第3次産業
			農業	林業	漁業	小計		
実数 (人)	2020年	993	140	9	0	149	333	511
	2015年	1,122	200	14	0	214	329	579
	2010年	1,156	182	15	0	197	341	618
構成比 (%)	2020年	100.0	14.1	0.9	0	15.0	33.5	51.5
	2015年	100.0	17.8	1.2	0	19.1	29.3	51.6
	2010年	100.0	15.7	1.3	0	17.0	29.5	53.5

(注) 1. 資料は国勢調査とする。

2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

(2) 土地利用

	年次	総土地 面積	耕 地 面 積							草 地 面 積	林 野 面 積			そ の 他 面 積
			計	田	畑	樹 園 地			計		森 林	原 野		
						果樹 園	茶園	桑園						
実数 (ha)	2020年	5,197	0			0		0	0	4,341	4,341			
	2015年	5,197	320	246	34	40	40	0	0	4,413	4,413			
	2010年	5,193								4,411	4,411			
構成比 (%)		100.0												
		100.0												
		100.0												

(注) 1. 資料は農林業センサスとする。

2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

3. 「林野面積」について調査が行われない年次については空欄とする。

4. 「草地面積」は、「永久牧草地」「採草地」「放牧地」の計を記入する。ただし、「山林のうち採草地、放牧地」は除く。

5. 構成比は、空欄のない最近年次について算出する。

(3) 森林転用面積

年次	総数	工場・事業用地	住宅・別荘用地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他
2020年	ha 0	ha	ha	ha	ha	ha	ha
2015年	0						
2010年	0						

- (注) 1. 資料は農林業センサスによる。
2. 年次は公表されている最近3回の調査年次とする。

(4) 森林資源の現況等

① 保有者形態別森林面積

保有形態	総面積		立木			人口林率 (B/A)
	面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林	
総数	ha 1,633.04	% 175	ha 2850.17	ha 2490.24	ha 359.93	
国有林	1,361.43		1,293.06	972.73	320.33	
公有林	計	71.61				
	都道府県有林	0.56	100	0.56	0.36	0.2
	市町村有林	71.05	92	65.42	48.03	17.39
	財産区有林	0				
私有林	200.00	7	14	2441.85	0	

- (注) 1. 国有林については森林管理局の資料により、私有林については地域森林計画の市町村別森林資源表及び都道府県の林業統計書等をもとに推計して記入する。
2. 官行造林地は「国有林」欄に、県行造林地等は「都道府県有林」欄に()書きで内数として記載するとともに、部分林及び分収林は造林者が保有しているものとして記入する等実質的な経営主体により区分して記入する。学校林は市町村有林とする。
3. 私有林には、社寺有林、組合有林、造林公社造林地、入会林野を含める。

② 在(市町村)者・不在(市町村)者別私有林面積

	年次	私有林合計	在(市町村)者 所有面積	不在(市町村)者の森林所有面積		
				計	県内	県外
実数	2020年	2,949				
	2015年	2,961				
	2010年	2,958				
構成比	年	100.0		(100)	()	()
	年	100.0		(100)	()	()
	年	100.0		(100)	()	()

- (注) 1. 資料は農林業センサスとする。
2. 年次は公表されている最近3回の調査年次とする。
3. 構成比()は、不在(市町村)者の森林所有者面積の県内、県外比率とする。

③ 民有林の齢級別面積

単位 面積:ha

	総数	齢級										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11以上
民有林計	3,006.70	22.74	127.57	158.53	59.88	156.64	100.42	65.17	102.26	118.47	219.9	1,875.12
人工林計	2,490.24	22.24	118.21	141.48	50.25	137.76	86.76	60.76	95.14	113.20	207.05	1,457.39
スギ	1,884.59	8.85	95.95	87.12	29.55	84.31	43.83	35.73	69.20	89.77	156.29	1,183.99
ヒノキ	510.02	0.37	5.16	37.72	15.06	50.62	40.28	21.57	21.28	17.84	36.57	263.55
その他	95.63	13.02	17.10	16.64	5.64	2.83	2.65	3.46	4.66	5.59	14.19	9.85
天然林計	359.93	0.50	9.36	17.05	9.63	18.88	13.66	4.41	7.12	5.27	12.85	261.20
(備考)												

(注) 1. 地域森林計画の資料(森林資源構成表)を参考として記入する。

④ 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数					
～ 1ha	0	10～20ha	25	50～100ha	2	
1～ 5ha	196	20～30ha	12	100～500ha	2	
5～10ha	61	30～50ha	3	500ha以上	0	
					総数	301

(注) 資料は農林業センサスとする。

⑤ 作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況

区分	路線数	延長(km)	備考
基幹路網	20	63639	
うち 林業専用道	-	-	

(イ) 細部路網の現況

区分	路線数	延長(km)	備考
森林作業道	48	23010.5	

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在
		別紙のとおり

(注) 1. 過去の施業履歴等を勘案し、記載するものとする。

(注) 2. 森林の所在は林小班等により表示する。

(6) 市町村における林業の位置付け

① 産業別総生産額 (単位:100万円)

総生産額(A)		5,604	(注)都道府県別産業別総生産額は、内閣府「県民経済計算年報」に掲載されている。これに準ずる方法により算定される市町村別の数値を記載する。
内訳	第1次産業	156	
	うち林業(B)		
	第2次産業	1,761	
	うち木材・木製品製造業(C)		
	第3次産業	3,687	
B+C/A		%	

② 製造業の事業所数、従業者数、現金給与総額

(2017年現在)

	事業所数	従業者数(人)	現金給与総額(万円)
全製造業(A)	6	63	17,008
うち木材・木製品製造業(B)	0	0	0
B/A	0%	0%	0%

(注)1. 最近年の工業統計表の「市町村編」による。

2. 製造業には、林業が含まれない。
3. 木材、木製品製造業の定義は、「産業分類」(総務省)によるものであり、製材業、合板製造業等が含まれる。

(7) 林業関係の就業状況

(2018年3月31日現在)

区 分	組合・事業者数	就業者数		備 考
			うち作業員数	
森 林 組 合	1	34	19	(名称:朝倉森林組合)
生 産 森 林 組 合	1	159	120	(名称:小石原生産森林組合)
素 材 生 産 業	0			
製 材 業	1	8	5	
森 林 管 理 署	1	1		
合 計				

(8) 林業機械等設置状況

区 分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備 考
集材機							
モノケーブル							ジグザグ集材施設
リモコンウインチ							無線操縦等による木寄機
自走式搬器							リモコン操作による巻上げ搬器
モノレール							懸垂式含む
運材車			2				林内作業車
ホイールタイプトラクタ					0		主として索引式集材用
クローラタイプトラクタ					0		上記でクローラタイプのもの
育林用トラクタ							主として地拵等の育林作業用
苗畑用トラクタ							
フォークリフト							
フォークローダ							
動力枝打機			1				自動木登り式
〃							背負い式等の上記以外のもの
クレーン							トラッククレーン,ホイールクレーン,グラップルクレーン
クレーン付きトラック			1				上記でクレーン付きのもの
トラクタショベル							搬出、育林等にかかる土工用
ショベル系掘削機			1				搬出、育林等にかかる土工用
チェンソー			20				伐木,造材用
刈払い機			16				携帯式刈払い機
植穴掘機							
動力枝打機							
計			41				
<高性能機械>							
フェラーバンチャ							伐倒、木揃用の自走式
スキッド							索引式集材車両
プロセッサ							枝払、玉切、集積用自走式
ハーベスタ							伐倒、枝払、玉切、集積用自走機
フォワーダ							積載式集材車両
タワーヤーダ							タワー付き集材機
グラップルソー							巻立・玉切り自走式機械
計			0				

(注) 1. 林業機械等の種類は適宜追加する。

2. 単位は、林業機械等の種類により適宜定める。

(9) 林産物の生産概況

種類	素材	チップ	苗木	しいたけ		なめこ	たけのこ		木炭	
				乾	生		加工	青果		
生産量	m3	m3	千本	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
生産額(百万円)				244	66304	24	471	176		
				0.98	36.47	0	0.09	0.03		

- (注)1. 最近1年間の生産について記入する。
2. その他の品目があれば、欄を設けて記入する。

(10) 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況 (面積、樹種、林齢、材積等)	経営管理実施権 設定の有無
	該当無し		

(11) その他必要なもの

林班	小班	小班枝番	小班補番	樹種	齡級
007	007	01	00	すぎ	4
024	019	00	01	すぎ	4
024	025	06	00	すぎ	4
024	026	00	01	すぎ	4
027	001	03	00	すぎ	4
027	006	00	00	すぎ	4
028	042	02	00	すぎ	4
028	044	02	00	すぎ	4
028	075	01	00	すぎ	4
028	075	05	00	すぎ	4
116	030	02	00	すぎ	4
116	044	02	00	すぎ	4
116	081	00	00	すぎ	4
116	082	00	00	すぎ	4
116	083	00	00	すぎ	4
118	004	01	00	すぎ	4
118	008	01	00	すぎ	4
119	042	03	00	すぎ	4
119	057	08	01	すぎ	4
119	057	09	01	すぎ	4
119	057	09	02	すぎ	4
120	022	00	01	すぎ	4
120	036	03	00	すぎ	4
121	023	00	00	すぎ	4
121	026	00	00	すぎ	4
121	033	03	00	すぎ	4
121	034	00	00	すぎ	4
121	035	01	00	すぎ	4
121	037	00	00	すぎ	4
121	039	01	01	すぎ	4
121	051	00	01	すぎ	4
121	061	00	01	すぎ	4
121	062	02	00	すぎ	4
121	063	02	00	すぎ	4
124	001	08	00	すぎ	4
124	003	06	00	すぎ	4
124	005	04	00	すぎ	4
124	026	00	00	すぎ	4
124	038	03	01	すぎ	4
124	040	02	01	すぎ	4
124	059	00	00	すぎ	4
124	060	00	00	すぎ	4
124	075	00	00	すぎ	4
125	023	01	01	すぎ	4
125	036	02	02	すぎ	4
125	038	04	02	すぎ	4
125	058	00	00	すぎ	4
125	059	03	01	すぎ	4
125	059	05	01	すぎ	4
125	072	01	01	すぎ	4
125	088	01	00	すぎ	4
125	088	03	00	すぎ	4
125	089	01	00	すぎ	4
125	089	03	00	すぎ	4
125	097	01	00	すぎ	4
125	098	00	01	すぎ	4
125	099	00	01	すぎ	4

林班	小班	小班枝番	小班補番	樹種	齡級
127	073	00	00	すぎ	4
127	074	00	00	すぎ	4
127	075	01	00	すぎ	4
127	075	02	00	すぎ	4
127	076	02	00	すぎ	4
127	080	01	00	すぎ	4
127	088	00	00	すぎ	4
127	089	02	00	すぎ	4
127	091	00	00	すぎ	4
127	092	00	00	すぎ	4
127	093	01	00	すぎ	4
127	094	00	00	すぎ	4
127	095	00	00	すぎ	4
127	096	00	00	すぎ	4
127	098	03	00	すぎ	4
127	104	01	00	すぎ	4
127	104	04	00	すぎ	4
127	105	03	00	すぎ	4
127	106	04	00	すぎ	4
127	107	03	01	すぎ	4
127	109	04	01	すぎ	4
128	026	01	00	すぎ	4
128	028	05	00	すぎ	4
128	032	02	00	すぎ	4
133	023	01	00	すぎ	4
133	026	02	00	すぎ	4
133	027	05	00	すぎ	4
133	028	00	01	すぎ	4
133	029	01	00	すぎ	4
133	030	00	00	すぎ	4
133	089	00	00	すぎ	4
133	098	00	00	すぎ	4
134	015	01	01	すぎ	4
135	055	05	00	すぎ	4
135	060	04	00	すぎ	4
135	060	05	00	すぎ	4
136	009	01	00	すぎ	4
136	010	02	00	すぎ	4
136	022	03	00	すぎ	4
138	021	03	00	すぎ	4
138	023	00	00	すぎ	4
138	024	00	00	すぎ	4
140	001	02	00	すぎ	4
140	006	01	00	すぎ	4
140	007	01	00	すぎ	4
140	035	06	00	すぎ	4
141	018	05	00	すぎ	4
142	015	01	00	すぎ	4
148	087	00	01	すぎ	4
152	005	00	00	すぎ	4
152	007	00	00	すぎ	4
152	081	00	00	すぎ	4
152	082	00	00	すぎ	4
154	054	00	00	すぎ	4
154	083	02	00	すぎ	4
156	080	02	00	すぎ	4
006	060	02	00	すぎ	5

林班	小班	小班枝番	小班補番	樹種	齡級
010	040	01	00	すぎ	5
012	001	00	00	すぎ	5
012	056	00	00	すぎ	5
013	066	00	00	すぎ	5
013	067	00	00	すぎ	5
013	068	00	00	すぎ	5
020	155	03	00	すぎ	5
027	027	04	00	すぎ	5
027	046	00	01	すぎ	5
028	049	07	00	すぎ	5
121	078	01	00	すぎ	5
121	079	00	00	すぎ	5
127	109	03	00	すぎ	5
127	110	01	00	すぎ	5
127	111	08	00	すぎ	5
133	102	00	00	すぎ	5
135	077	02	00	すぎ	5
137	015	00	00	すぎ	5
140	030	00	00	すぎ	5
142	043	04	01	すぎ	5
151	087	00	00	すぎ	5
152	063	04	00	すぎ	5
152	080	02	00	すぎ	5
156	055	03	02	すぎ	5
157	020	06	00	すぎ	5
157	020	07	00	すぎ	5
007	008	03	00	すぎ	6
010	033	01	00	すぎ	6
012	045	04	00	すぎ	6
017	031	00	00	すぎ	6
023	188	02	00	すぎ	6
023	189	06	00	すぎ	6
023	189	07	00	すぎ	6
024	046	06	00	すぎ	6
028	015	10	00	すぎ	6
028	071	01	00	すぎ	6
028	098	01	00	すぎ	6
115	005	01	00	すぎ	6
115	006	00	00	すぎ	6
118	037	02	00	すぎ	6
118	037	03	00	すぎ	6
119	008	02	00	すぎ	6
120	002	03	00	すぎ	6
121	028	00	00	すぎ	6
125	076	08	00	すぎ	6
126	003	02	00	すぎ	6
126	003	03	00	すぎ	6
126	003	06	00	すぎ	6
126	012	03	02	すぎ	6
126	014	01	02	すぎ	6
126	039	03	01	すぎ	6
127	098	02	00	すぎ	6
129	042	04	00	すぎ	6
129	042	05	00	すぎ	6
131	066	00	00	すぎ	6
131	067	00	00	すぎ	6
131	069	00	00	すぎ	6

林班	小班	小班枝番	小班補番	樹種	齡級
131	070	00	00	すぎ	6
133	078	00	00	すぎ	6
133	080	00	00	すぎ	6
133	082	00	00	すぎ	6
133	099	02	00	すぎ	6
133	100	02	00	すぎ	6
133	118	02	00	すぎ	6
133	143	01	00	すぎ	6
134	012	02	00	すぎ	6
134	013	02	00	すぎ	6
134	015	02	00	すぎ	6
134	015	03	00	すぎ	6
134	017	05	01	すぎ	6
134	051	01	00	すぎ	6
135	028	04	00	すぎ	6
135	031	02	00	すぎ	6
135	038	02	00	すぎ	6
136	003	01	00	すぎ	6
136	008	02	00	すぎ	6
139	004	03	00	すぎ	6
139	006	01	00	すぎ	6
139	046	02	00	すぎ	6
139	053	05	00	すぎ	6
139	054	01	00	すぎ	6
139	054	06	00	すぎ	6
140	084	01	00	すぎ	6
140	091	03	00	すぎ	6
140	096	01	00	すぎ	6
140	096	02	00	すぎ	6
140	097	01	00	すぎ	6
140	117	02	00	すぎ	6
141	013	03	00	すぎ	6
141	014	00	00	すぎ	6
141	028	05	00	すぎ	6
141	028	06	00	すぎ	6
141	028	07	00	すぎ	6
141	037	05	00	すぎ	6
142	002	02	01	すぎ	6
142	028	04	02	すぎ	6
142	036	02	00	すぎ	6
143	005	05	02	すぎ	6
143	037	07	00	すぎ	6
143	037	09	00	すぎ	6
149	011	07	00	すぎ	6
149	013	04	00	すぎ	6
149	043	05	00	すぎ	6
149	055	02	00	すぎ	6
149	055	03	00	すぎ	6
150	018	00	01	すぎ	6
150	019	00	01	すぎ	6
150	030	00	01	すぎ	6
151	001	02	00	すぎ	6
152	020	03	00	すぎ	6
152	022	03	01	すぎ	6
152	067	03	01	すぎ	6
152	069	01	01	すぎ	6
152	070	04	01	すぎ	6

林班	小班	小班枝番	小班補番	樹種	齡級
152	070	05	01	すぎ	6
152	076	03	01	すぎ	6
154	016	01	00	すぎ	6
154	016	03	00	すぎ	6
154	021	01	00	すぎ	6
154	021	04	00	すぎ	6
154	056	04	00	すぎ	6
154	067	03	00	すぎ	6
154	071	02	01	すぎ	6
154	082	02	00	すぎ	6
154	082	04	00	すぎ	6
154	084	02	01	すぎ	6
155	026	04	00	すぎ	6
155	036	06	00	すぎ	6
156	001	04	01	すぎ	6
156	034	02	00	すぎ	6
156	034	03	00	すぎ	6
159	027	03	00	すぎ	6
161	043	00	00	すぎ	6
161	044	03	00	すぎ	6
161	044	04	00	すぎ	6
161	049	04	00	すぎ	6
161	053	05	00	すぎ	6
161	061	03	00	すぎ	6
161	093	01	00	すぎ	6
161	099	00	00	すぎ	6
007	017	04	00	すぎ	7
007	026	03	00	すぎ	7
007	032	03	00	すぎ	7
010	108	02	00	すぎ	7
014	045	00	00	すぎ	7
020	137	02	00	すぎ	7
023	081	05	00	すぎ	7
023	100	06	00	すぎ	7
023	101	04	00	すぎ	7
023	101	05	00	すぎ	7
023	194	00	00	すぎ	7
023	195	00	00	すぎ	7
023	196	00	00	すぎ	7
024	043	11	00	すぎ	7
026	006	00	00	すぎ	7
028	017	02	00	すぎ	7
028	019	04	00	すぎ	7
028	111	02	00	すぎ	7
028	112	04	00	すぎ	7
028	119	03	00	すぎ	7
028	120	01	01	すぎ	7
115	001	02	00	すぎ	7
121	073	01	01	すぎ	7
124	053	07	00	すぎ	7
125	072	05	00	すぎ	7
125	073	01	00	すぎ	7
125	074	00	00	すぎ	7
126	012	04	00	すぎ	7
126	012	08	00	すぎ	7
127	114	02	02	すぎ	7
129	013	05	00	すぎ	7

林班	小班	小班枝番	小班補番	樹種	齡級
135	015	05	00	すぎ	7
139	026	00	00	すぎ	7
139	027	00	00	すぎ	7
140	029	05	00	すぎ	7
140	060	01	01	すぎ	7
140	067	05	00	すぎ	7
142	010	04	00	すぎ	7
152	024	04	00	すぎ	7
152	063	05	00	すぎ	7
154	011	02	02	すぎ	7
154	011	03	02	すぎ	7
154	056	01	00	すぎ	7
154	079	00	00	すぎ	7
155	034	03	01	すぎ	7
155	039	02	01	すぎ	7
155	040	01	00	すぎ	7
156	063	06	00	すぎ	7
157	028	00	00	すぎ	7
159	017	03	00	すぎ	7
159	028	04	02	すぎ	7
161	018	03	00	すぎ	7
007	017	02	00	すぎ	8
007	017	03	00	すぎ	8
007	018	02	00	すぎ	8
007	029	02	00	すぎ	8
007	032	02	00	すぎ	8
020	009	02	00	すぎ	8
023	150	00	00	すぎ	8
023	152	00	00	すぎ	8
023	153	00	01	すぎ	8
023	193	03	00	すぎ	8
023	193	04	00	すぎ	8
026	003	02	00	すぎ	8
026	004	04	00	すぎ	8
026	040	01	00	すぎ	8
026	046	02	00	すぎ	8
028	061	03	01	すぎ	8
028	062	00	00	すぎ	8
028	064	02	01	すぎ	8
028	068	03	00	すぎ	8
028	069	03	00	すぎ	8
028	070	02	00	すぎ	8
028	075	03	00	すぎ	8
028	075	04	00	すぎ	8
115	001	01	00	すぎ	8
119	003	04	00	すぎ	8
121	043	01	00	すぎ	8
121	044	02	00	すぎ	8
121	044	03	00	すぎ	8
121	124	00	00	すぎ	8
121	125	00	00	すぎ	8
124	049	00	00	すぎ	8
124	079	00	00	すぎ	8
125	026	02	00	すぎ	8
125	031	03	00	すぎ	8
125	033	02	00	すぎ	8
125	034	00	00	すぎ	8

林班	小班	小班枝番	小班補番	樹種	齡級
125	052	03	00	すぎ	8
128	020	00	00	すぎ	8
128	021	04	00	すぎ	8
128	057	07	00	すぎ	8
131	005	03	00	すぎ	8
131	048	02	00	すぎ	8
132	032	02	00	すぎ	8
135	029	02	00	すぎ	8
135	030	02	00	すぎ	8
135	056	01	00	すぎ	8
135	078	00	00	すぎ	8
137	038	03	00	すぎ	8
138	052	00	00	すぎ	8
138	057	01	00	すぎ	8
143	011	06	00	すぎ	8
143	037	04	00	すぎ	8
149	007	04	00	すぎ	8
149	007	06	00	すぎ	8
150	034	02	00	すぎ	8
154	051	02	00	すぎ	8
154	052	02	00	すぎ	8
154	055	03	00	すぎ	8
155	029	05	00	すぎ	8
155	030	02	00	すぎ	8
155	031	02	00	すぎ	8
155	032	03	00	すぎ	8
155	033	02	00	すぎ	8
155	034	04	00	すぎ	8
155	046	03	00	すぎ	8
155	047	03	00	すぎ	8
155	048	01	00	すぎ	8
156	001	08	00	すぎ	8
156	001	09	00	すぎ	8
159	028	02	00	すぎ	8
159	028	05	00	すぎ	8
161	028	02	00	すぎ	8
020	096	01	00	すぎ	9
020	096	03	00	すぎ	9
020	119	03	00	すぎ	9
020	133	02	00	すぎ	9
020	135	00	00	すぎ	9
020	154	04	00	すぎ	9
020	176	00	00	すぎ	9
020	177	00	00	すぎ	9
020	190	01	00	すぎ	9
020	204	01	00	すぎ	9
020	204	02	00	すぎ	9
020	210	00	00	すぎ	9
022	073	00	00	すぎ	9
023	049	01	00	すぎ	9
023	101	02	00	すぎ	9
023	173	01	00	すぎ	9
025	064	00	00	すぎ	9
026	022	02	00	すぎ	9
026	022	06	00	すぎ	9
027	037	02	00	すぎ	9
114	051	00	00	すぎ	9

林班	小班	小班枝番	小班補番	樹種	齡級
114	061	00	00	すぎ	9
116	078	00	00	すぎ	9
119	061	00	00	すぎ	9
121	068	04	00	すぎ	9
121	120	00	00	すぎ	9
121	121	00	00	すぎ	9
121	122	00	00	すぎ	9
121	123	00	00	すぎ	9
124	004	02	00	すぎ	9
124	013	05	00	すぎ	9
124	057	00	00	すぎ	9
124	072	00	00	すぎ	9
124	073	00	00	すぎ	9
124	074	00	00	すぎ	9
126	010	00	00	すぎ	9
126	029	02	00	すぎ	9
130	005	02	00	すぎ	9
130	007	03	00	すぎ	9
130	053	03	00	すぎ	9
130	078	02	00	すぎ	9
131	053	00	00	すぎ	9
131	054	00	00	すぎ	9
131	055	00	00	すぎ	9
131	057	03	00	すぎ	9
134	034	03	00	すぎ	9
134	038	01	00	すぎ	9
135	048	03	00	すぎ	9
135	049	03	01	すぎ	9
135	060	02	01	すぎ	9
136	022	06	01	すぎ	9
138	040	01	01	すぎ	9
138	042	04	00	すぎ	9
139	016	04	00	すぎ	9
140	004	01	00	すぎ	9
140	004	02	00	すぎ	9
140	029	04	00	すぎ	9
140	029	06	00	すぎ	9
140	038	03	00	すぎ	9
140	051	01	00	すぎ	9
140	051	03	00	すぎ	9
140	051	04	00	すぎ	9
140	053	02	00	すぎ	9
140	089	02	00	すぎ	9
145	048	00	00	すぎ	9
149	016	00	00	すぎ	9
149	017	00	00	すぎ	9
149	024	00	00	すぎ	9
149	028	00	00	すぎ	9
149	068	00	00	すぎ	9
149	069	00	00	すぎ	9
149	070	00	00	すぎ	9
149	071	00	00	すぎ	9
149	072	00	00	すぎ	9
149	073	00	00	すぎ	9
149	079	00	00	すぎ	9
150	002	03	01	すぎ	9
150	033	00	00	すぎ	9

林班	小班	小班枝番	小班補番	樹種	齡級
151	056	00	00	すぎ	9
151	077	00	00	すぎ	9
155	004	01	00	すぎ	9
155	013	02	01	すぎ	9
156	058	02	00	すぎ	9
159	008	03	00	すぎ	9
159	040	02	00	すぎ	9
159	042	00	00	すぎ	9
161	082	01	00	すぎ	9
161	087	01	00	すぎ	9
167	021	02	00	すぎ	9
168	021	02	00	すぎ	9
020	212	00	00	すぎ	10
021	037	01	00	すぎ	10
022	040	00	01	すぎ	10
022	070	01	00	すぎ	10
023	010	00	00	すぎ	10
023	106	01	00	すぎ	10
023	112	00	00	すぎ	10
023	123	03	00	すぎ	10
023	126	02	00	すぎ	10
023	144	03	00	すぎ	10
026	091	03	00	すぎ	10
027	014	00	00	すぎ	10
114	039	00	00	すぎ	10
116	071	00	00	すぎ	10
116	072	00	00	すぎ	10
116	073	00	00	すぎ	10
116	074	00	00	すぎ	10
116	077	00	00	すぎ	10
116	079	00	00	すぎ	10
116	080	00	00	すぎ	10
118	008	05	00	すぎ	10
119	026	02	00	すぎ	10
119	031	00	00	すぎ	10
120	036	01	00	すぎ	10
120	036	02	00	すぎ	10
121	033	02	00	すぎ	10
121	042	02	00	すぎ	10
124	039	00	00	すぎ	10
124	061	00	00	すぎ	10
125	059	02	00	すぎ	10
125	059	04	00	すぎ	10
125	095	00	00	すぎ	10
126	035	01	00	すぎ	10
126	035	02	00	すぎ	10
126	041	00	00	すぎ	10
126	042	00	00	すぎ	10
126	043	00	00	すぎ	10
126	044	00	00	すぎ	10
127	005	02	00	すぎ	10
127	044	00	00	すぎ	10
127	045	00	00	すぎ	10
127	047	04	00	すぎ	10
127	048	02	00	すぎ	10
127	086	00	00	すぎ	10
128	026	02	00	すぎ	10

林班	小班	小班枝番	小班補番	樹種	齡級
128	032	04	00	すぎ	10
128	035	03	00	すぎ	10
128	057	06	00	すぎ	10
129	029	04	00	すぎ	10
129	030	00	00	すぎ	10
129	041	04	00	すぎ	10
129	051	00	00	すぎ	10
129	052	00	00	すぎ	10
130	023	01	00	すぎ	10
131	013	02	00	すぎ	10
131	014	00	00	すぎ	10
131	019	04	00	すぎ	10
131	061	01	00	すぎ	10
132	035	01	00	すぎ	10
132	035	02	00	すぎ	10
132	065	02	00	すぎ	10
133	073	02	00	すぎ	10
133	103	01	00	すぎ	10
133	104	00	00	すぎ	10
134	050	01	00	すぎ	10
135	037	01	00	すぎ	10
135	041	02	00	すぎ	10
135	048	01	00	すぎ	10
135	048	04	00	すぎ	10
136	025	01	00	すぎ	10
136	025	02	01	すぎ	10
136	025	03	01	すぎ	10
136	029	03	00	すぎ	10
136	034	01	00	すぎ	10
137	032	01	00	すぎ	10
138	001	01	00	すぎ	10
138	003	03	00	すぎ	10
138	012	01	00	すぎ	10
138	043	03	00	すぎ	10
138	043	04	00	すぎ	10
138	048	01	01	すぎ	10
138	048	06	01	すぎ	10
138	049	00	00	すぎ	10
139	025	00	00	すぎ	10
139	055	01	00	すぎ	10
140	039	02	00	すぎ	10
140	117	01	00	すぎ	10
141	008	03	00	すぎ	10
141	035	00	00	すぎ	10
141	036	03	00	すぎ	10
141	036	04	00	すぎ	10
142	009	01	00	すぎ	10
142	009	04	00	すぎ	10
142	014	06	00	すぎ	10
142	023	02	00	すぎ	10
142	023	04	00	すぎ	10
142	023	05	00	すぎ	10
142	039	02	00	すぎ	10
143	014	03	00	すぎ	10
143	023	03	00	すぎ	10
143	026	02	00	すぎ	10
145	046	00	00	すぎ	10

林班	小班	小班枝番	小班補番	樹種	齡級
148	096	00	00	すぎ	10
148	097	00	00	すぎ	10
149	015	00	00	すぎ	10
149	031	04	00	すぎ	10
149	035	04	00	すぎ	10
149	037	01	00	すぎ	10
149	047	00	00	すぎ	10
149	074	00	00	すぎ	10
149	075	00	00	すぎ	10
149	076	00	00	すぎ	10
149	077	00	00	すぎ	10
149	078	00	00	すぎ	10
151	026	01	00	すぎ	10
152	026	01	00	すぎ	10
154	001	05	00	すぎ	10
154	004	00	00	すぎ	10
154	019	02	00	すぎ	10
154	045	02	00	すぎ	10
154	090	02	00	すぎ	10
155	019	02	00	すぎ	10
155	022	01	01	すぎ	10
155	023	01	00	すぎ	10
155	023	03	00	すぎ	10
155	024	03	00	すぎ	10
155	039	03	00	すぎ	10
156	042	03	00	すぎ	10
156	103	01	00	すぎ	10
159	014	01	00	すぎ	10
164	046	02	00	すぎ	10

林班	小班	小班枝番	小班補番	樹種	齡級
027	005	01	00	ひのき	4
114	025	05	00	ひのき	4
116	044	03	00	ひのき	4
119	057	08	02	ひのき	4
120	003	03	00	ひのき	4
120	022	00	02	ひのき	4
121	036	01	00	ひのき	4
121	039	01	02	ひのき	4
121	051	00	02	ひのき	4
121	060	00	00	ひのき	4
121	061	00	02	ひのき	4
121	062	01	00	ひのき	4
124	001	03	00	ひのき	4
124	001	07	00	ひのき	4
124	003	05	00	ひのき	4
124	006	03	00	ひのき	4
124	038	03	02	ひのき	4
124	040	02	02	ひのき	4
125	036	02	01	ひのき	4
125	038	04	01	ひのき	4
125	059	03	02	ひのき	4
125	059	05	02	ひのき	4
125	072	01	02	ひのき	4
125	088	04	00	ひのき	4
125	098	00	02	ひのき	4
125	099	00	02	ひのき	4
127	079	00	00	ひのき	4
127	089	01	00	ひのき	4
127	090	00	00	ひのき	4
127	097	02	00	ひのき	4
127	098	04	00	ひのき	4
127	104	02	00	ひのき	4
127	104	03	00	ひのき	4
127	105	04	00	ひのき	4
127	106	03	00	ひのき	4
127	107	03	02	ひのき	4
127	109	04	02	ひのき	4
128	026	03	00	ひのき	4
128	027	04	00	ひのき	4
128	028	03	00	ひのき	4
128	032	03	00	ひのき	4
128	032	07	00	ひのき	4
133	023	03	00	ひのき	4
133	028	00	02	ひのき	4
133	029	02	00	ひのき	4
134	015	01	02	ひのき	4
138	050	02	01	ひのき	4
138	050	05	00	ひのき	4
143	022	03	00	ひのき	4
148	087	00	02	ひのき	4
151	003	08	00	ひのき	4
006	060	01	00	ひのき	5
027	088	02	00	ひのき	5
028	109	00	00	ひのき	5
127	110	03	00	ひのき	5
127	111	04	00	ひのき	5
142	043	04	02	ひのき	5
161	087	02	00	ひのき	5

林班	小班	小班枝番	小班補番	樹種	齢級
167	025	05	00	ひのき	5
168	035	03	00	ひのき	5
007	026	04	00	ひのき	6
023	173	05	00	ひのき	6
023	188	03	00	ひのき	6
026	012	00	00	ひのき	6
028	071	03	00	ひのき	6
028	072	02	00	ひのき	6
125	076	09	00	ひのき	6
125	092	07	00	ひのき	6
126	012	03	01	ひのき	6
126	012	07	00	ひのき	6
126	014	01	01	ひのき	6
126	039	03	03	ひのき	6
133	101	02	00	ひのき	6
133	118	03	00	ひのき	6
134	017	05	02	ひのき	6
134	019	02	00	ひのき	6
134	023	04	00	ひのき	6
134	061	00	02	ひのき	6
135	031	03	00	ひのき	6
135	036	02	00	ひのき	6
136	003	03	00	ひのき	6
137	038	01	00	ひのき	6
139	004	02	00	ひのき	6
139	005	00	00	ひのき	6
139	006	02	00	ひのき	6
139	010	02	00	ひのき	6
139	023	03	00	ひのき	6
139	046	06	00	ひのき	6
139	053	04	00	ひのき	6
139	055	04	00	ひのき	6
140	091	02	00	ひのき	6
140	092	02	00	ひのき	6
141	003	04	00	ひのき	6
141	013	05	00	ひのき	6
141	015	03	00	ひのき	6
141	018	04	00	ひのき	6
141	038	02	00	ひのき	6
142	002	02	02	ひのき	6
142	027	01	00	ひのき	6
142	028	04	01	ひのき	6
142	043	01	00	ひのき	6
143	005	05	01	ひのき	6
143	037	05	00	ひのき	6
143	037	06	00	ひのき	6
143	037	08	00	ひのき	6
148	012	02	00	ひのき	6
149	003	02	00	ひのき	6
149	003	03	00	ひのき	6
149	011	08	00	ひのき	6
149	043	04	00	ひのき	6
150	014	05	00	ひのき	6
150	018	00	02	ひのき	6
150	019	00	02	ひのき	6
150	030	00	02	ひのき	6
151	037	02	00	ひのき	6
151	039	03	00	ひのき	6

林班	小班	小班枝番	小班補番	樹種	齢級
152	022	03	02	ひのき	6
152	049	01	00	ひのき	6
152	052	02	00	ひのき	6
152	053	05	00	ひのき	6
152	054	01	00	ひのき	6
152	067	03	02	ひのき	6
152	069	01	02	ひのき	6
152	070	04	02	ひのき	6
152	070	05	02	ひのき	6
152	076	03	02	ひのき	6
152	076	04	00	ひのき	6
154	016	02	00	ひのき	6
154	021	02	00	ひのき	6
154	021	03	00	ひのき	6
154	071	02	02	ひのき	6
154	084	02	02	ひのき	6
155	026	03	00	ひのき	6
155	036	05	00	ひのき	6
156	001	04	02	ひのき	6
156	095	00	00	ひのき	6
157	020	04	00	ひのき	6
157	025	01	00	ひのき	6
159	029	03	00	ひのき	6
161	005	01	00	ひのき	6
161	044	02	00	ひのき	6
161	049	07	00	ひのき	6
161	053	01	00	ひのき	6
161	061	02	00	ひのき	6
007	032	01	02	ひのき	7
010	030	01	00	ひのき	7
010	031	01	00	ひのき	7
014	067	00	00	ひのき	7
020	009	01	00	ひのき	7
020	009	04	00	ひのき	7
020	137	03	00	ひのき	7
020	140	01	00	ひのき	7
020	214	00	00	ひのき	7
020	215	00	00	ひのき	7
020	216	00	00	ひのき	7
023	100	04	00	ひのき	7
023	164	00	00	ひのき	7
023	172	06	00	ひのき	7
028	036	02	00	ひのき	7
028	120	01	02	ひのき	7
116	005	00	00	ひのき	7
121	073	01	02	ひのき	7
124	053	05	00	ひのき	7
125	018	06	00	ひのき	7
126	012	05	00	ひのき	7
127	114	02	01	ひのき	7
131	060	00	00	ひのき	7
135	015	04	00	ひのき	7
135	032	00	00	ひのき	7
135	033	00	00	ひのき	7
135	034	00	00	ひのき	7
140	067	06	00	ひのき	7
140	095	00	00	ひのき	7
142	010	01	00	ひのき	7

林班	小班	小班枝番	小班補番	樹種	齢級
142	011	03	00	ひのき	7
142	013	04	00	ひのき	7
142	041	01	00	ひのき	7
154	011	02	01	ひのき	7
154	011	03	01	ひのき	7
155	034	03	02	ひのき	7
155	039	02	02	ひのき	7
155	056	03	00	ひのき	7
157	023	02	00	ひのき	7
157	031	03	00	ひのき	7
157	032	02	00	ひのき	7
159	015	00	00	ひのき	7
159	017	02	00	ひのき	7
159	028	04	01	ひのき	7
026	004	05	00	ひのき	8
026	007	01	00	ひのき	8
028	061	03	02	ひのき	8
028	069	01	00	ひのき	8
028	077	01	00	ひのき	8
121	043	03	00	ひのき	8
121	044	04	00	ひのき	8
124	052	02	00	ひのき	8
128	019	01	00	ひのき	8
129	010	06	00	ひのき	8
135	056	02	00	ひのき	8
140	043	00	00	ひのき	8
154	026	02	00	ひのき	8
154	030	02	00	ひのき	8
154	051	01	00	ひのき	8
154	052	01	00	ひのき	8
154	055	02	00	ひのき	8
155	029	06	00	ひのき	8
155	030	01	00	ひのき	8
155	046	01	00	ひのき	8
155	048	02	00	ひのき	8
155	051	03	00	ひのき	8
155	052	00	00	ひのき	8
155	053	04	00	ひのき	8
156	029	01	00	ひのき	8
027	037	04	00	ひのき	9
128	013	06	00	ひのき	9
133	093	02	00	ひのき	9
134	029	02	00	ひのき	9
134	055	03	00	ひのき	9
135	049	03	02	ひのき	9
135	060	02	02	ひのき	9
136	022	06	02	ひのき	9
136	029	04	00	ひのき	9
136	030	02	00	ひのき	9
138	001	03	00	ひのき	9
138	040	01	02	ひのき	9
140	029	03	00	ひのき	9
140	045	03	00	ひのき	9
140	050	00	01	ひのき	9
140	103	02	00	ひのき	9
141	012	03	00	ひのき	9
150	002	03	02	ひのき	9
155	013	02	02	ひのき	9

林班	小班	小班枝番	小班補番	樹種	齡級
156	010	01	00	ひのき	9
156	010	03	00	ひのき	9
156	016	02	00	ひのき	9
157	005	03	00	ひのき	9
167	021	01	00	ひのき	9
022	043	01	00	ひのき	10
023	187	03	00	ひのき	10
027	080	00	00	ひのき	10
028	095	05	00	ひのき	10
114	054	01	00	ひのき	10
118	018	02	00	ひのき	10
121	042	01	00	ひのき	10
127	025	03	00	ひのき	10
128	032	01	00	ひのき	10
128	032	05	00	ひのき	10
128	032	06	00	ひのき	10
128	038	02	00	ひのき	10
128	057	05	00	ひのき	10
129	010	03	00	ひのき	10
130	054	05	00	ひのき	10
135	048	02	00	ひのき	10
136	025	02	02	ひのき	10
136	025	03	02	ひのき	10
136	026	02	00	ひのき	10
139	017	00	00	ひのき	10
139	019	00	00	ひのき	10
139	054	02	00	ひのき	10
140	026	02	00	ひのき	10
140	067	03	00	ひのき	10
142	009	02	00	ひのき	10
149	014	00	00	ひのき	10
155	022	01	02	ひのき	10
155	028	01	01	ひのき	10
155	029	03	00	ひのき	10
161	013	00	00	ひのき	10
161	049	02	00	ひのき	10
161	098	00	00	ひのき	10